

令和2年4月7日

松山市長 野 志 克 仁

松山市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に休業する場合であっても労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業に対し、予算の範囲内で、松山市雇用調整助成金申請等手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有している者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）について、愛媛労働局長の支給決定を受けている者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、社会保険労務士に支払った次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 愛媛労働局へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費
- (2) 雇用調整助成金の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
- (3) その他市長が必要と認めた経費

(補助額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以下の額とし、この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金は1事業者につき10万円を限度とし、その申請は1回限りとする。

(交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、雇用調整助成金の支給決定から1月以内に、松山市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し

(2) 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(新型コロナウイルス感染症関係)の写し

(3) 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請等に係る契約を証するものの写し

(4) 社会保険労務士への支払が確認できる書類

(5) 市税の完納証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、松山市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支給)

第6条 市長は、前条第2項の規定による交付決定を行ったときは、速やかに補助金の支給を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(経過措置)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(交付申請に関する特例)

2 この要綱の施行の日前に社会保険労務士に補助対象経費を支払った者に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「1月以内」とあるのは、「この要綱の施行の日から1月以内」とする。